

記者発表資料
平成25年12月25日
水産業振興課
担当者：吉田、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う アユの出荷制限指示の一部解除について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成25年6月27日付けで出荷制限が指示されていた阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）で採取されたアユ（養殖を除く。）のうち、下記のとおり一部水域で解除されましたのでお知らせします。

なお、宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。）については、引き続き出荷制限の対象になります。

記

出荷制限解除の内容

- (1) 対象魚種 アユ（養殖を除く。）
- (2) 対象水域 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）のうち、白幡堰堤より上流の白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）

（別紙参照）

今回の解除の範囲

阿武隈川

太線は引き続き出荷制限
の対象水域

